

目次

変更後	変更前

新旧対照条文表

三、納骨・改葬について

変更後	変更前
ロ) 改葬の手続き方法 (1) 「改葬許可申請書」※許可書の「書」を削除 (2) 「改葬許可申請書」※許可書の「書」を削除	ロ) 改葬の手続き方法 (1) 「築地本願寺納骨堂使用許可証」を1階サービスデスク受付に提示し、中央区役所所定の「改葬許可書申請書」に改葬（納骨堂から出骨）予定の遺骨が当該納骨堂に納骨してある事実の証明を受けてください。 (2) 上記の証明を受けた「改葬許可書申請書」を中央区役所に提出していただきます。

四、年次冥加金の納付について

変更後	変更前
年次冥加金 (削除) ※施行細則第4条を参照	年次冥加 ※次年度冥加の前納はできません 追記

五、納骨堂使用許可の取り消しについて

変更後	変更前
(2) 納骨堂使用者が住所氏名変更手続き及び承継手続きを怠った場合 (3) 納骨堂使用者の住所が不明のまま5年を経過し、年次冥加金を納付せず、且つ、納骨堂使用権を承継する者の存否が明らかでない場合 ※使用許可を取り消された場合は、管理規程第8条2項～5項及び施行細則第6条1項をご覧ください。 (4) 年次冥加金	(2) 納骨堂使用者が住所変更及び承継手続きを怠った場合 (3) 納骨堂使用者の住所が不明のまま5年を経過して年次冥加を納付せず、且つ、納骨堂使用権を承継する者の存否が明らかでない場合 追記 (4) 年次冥加

六、「築地本願寺納骨堂使用許可証」の再交付について

変更後	変更前
●手続きに必要なもの ③住民票又は戸籍謄本（複写可、但し原本持参）若しくは身分証明書（免許証等）の複写（原本持参）	●手続きに必要なもの ③住民票（複写可、但し原本持参）若しくは身分証明書（免許証等）の複写（原本持参）

七、納骨堂使用権の承継について

変更後	変更前
イ) ●手続きに必要なもの ③祭祀承継者を指定した遺言書又は法定相続人の同意書（以下「同意書」という。）（DS様式）（備付・関係者記入）	イ) ●手続きに必要なもの ③墓地・納骨堂使用承継に関する同意書（以下「同意書」という。）（DS様式）（備付・関係者記入）

<p>※被相続人による祭祀承継者の指定がある場合は、遺言公正証書その他の遺言書等の提出が必要となります。</p> <p>⑤ 印鑑登録証明書（取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参） 承継者のもの一通 ・同意書の提出が必要な場合は全ての同意者の印鑑登録証明書各一通</p> <p>⑥各種謄本・改製原戸籍・全部事項証明書（等（取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可） ・現使用者と承継者との関係が明らかになるもの 参考）現使用者の出生から死亡までの戸籍謄本（除籍謄本・改製原戸籍謄本／承継者の現在の戸籍謄本） ・同意書の提出が必要な場合は、現使用者と同意者との関係が明らかになるもの</p> <p>ロ） ●手続きに必要なもの</p> <p>④全部事項証明書等（取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可） ・現使用者と承継者との関係が明らかになるもの</p> <p>⑥手続き冥加金</p> <p>ハ）承継者が将来得られない場合もしくは無縁になるおそれがある場合の手続き ●手続きに必要なもの ①永代特別措置申込書（TE-1号） ②永代特別措置収蔵者申請書（TE-2号） ③永代特別措置合意書（二通） ④手続き冥加金 永代措置 50万円 特別措置 100万円</p> <p>二）納骨堂使用者が死亡し、承継すべき者が納骨堂の管理が困難である場合の手続き 前項、七、イ）納骨堂使用権の承継手続き後、以下の手続きとなります。 ●手続きに必要なもの ①永代特別措置申込書（TE-1号） ②永代特別措置合意書（二通） ③墓地・納骨堂使用権放棄届（SH2号） ④手続き冥加金 永代措置 50万円 特別措置 100万円</p>	<p>現使用者（死亡の場合）と承継者との続柄によっては、関係者の同意書が必要となります。</p> <p>⑤ 印鑑登録証明書（取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参） 承継者の証明書一通 ・同意書の提出がある場合は全ての同意者の印鑑登録証明書各一通</p> <p>⑥各種謄本・改製原戸籍・全部事項証明書等（取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可） ・現使用者と承継者との関係が明らかになるもの 参考）現使用者の出生から死亡までの戸籍謄本（除籍謄本・改製原戸籍謄本／承継予定者の現在の戸籍謄本） ・同意書がある場合は現使用者と同意者との関係が明らかになるもの</p> <p>ロ） ●手続きに必要なもの</p> <p>④全部事項証明書等（取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参、抄本原則不可） ・現使用者と承継予定者との関係が明らかになるもの</p> <p>⑥手続き冥加</p> <p>ハ）その他（承継に関すること） 追記</p> <p>追記</p>
---	---

八、納骨堂使用権の返還について

変更後	変更前
<p>(3) 使用していた納骨堂を原状に復し、無条件で返還になります。</p> <p>●手続きに必要なもの ⑤改葬許可申請書（中央区役所所定）</p>	<p>(3) 使用していた納骨堂を原状に復し、無条件で返還になります。</p> <p>●手続きに必要なもの ⑤改葬許可書申請書（中央区役所所定）</p>

九、礼拝施設利用について

変更後	変更前
(2) 礼拝施設利用にあたり、施設利用 冥加金 を申し受け ます	(2) 礼拝施設利用にあたり、施設利用懇志を申し受け ます

十、その他
資料

変更後	変更前
一、墓地、埋葬等に関する法律（抜粋）昭和23・5・31 法 48 第一章 総則 第二条 6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼 骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を 受けた施設をいう。	二、墓地、埋葬等に関する法律（抜粋）昭和23・5・31 法 48 第一章 総則 追記

築地本願寺納骨堂管理規程

築地本願寺納骨堂管理規定の一部を次のように変更する。

新旧対照条文表

案（変更後）	現行（変更前）
（納骨堂使用許可の基準） 第6条 管理者は、納骨堂使用を許可するについて、管 理上必要があるときは、納骨堂使用者に対し、適宜の措 置を 求め 又は経費を負担させ、若しくは特別の条件を付 することができる。	（納骨堂使用許可の基準） 第6条 管理者は、納骨堂使用を許可するについて、管理 上必要があるときは、納骨堂使用者に対し、適宜の措置を <u>要求</u> し又は経費を負担させ、若しくは特別の条件を付する ことができる。
（納骨堂使用冥加金及び年次冥加金） 第7条 納骨堂使用者は、納骨堂使用冥加 金 及び年次冥加 金 を納付しなければならない。	（納骨堂使用冥加及び年次冥加） 第7条 納骨堂使用者は、納骨堂使用冥加及び年次冥加を 納付しなければならない、
2 既納の納骨堂使用冥加 金 及び年次冥加 金 は、いかな る理由であろうとも一切返還しない	2 既納の納骨堂使用冥加及び年次冥加は、いかなる理由 であろうとも一切返還しない
3 納骨堂使用冥加 金 及び年次冥加 金 の金額は、別に定 める。	3 納骨堂使用冥加及び年次冥加の金額は、別に定める。
4 納骨堂使用冥加 金 及び年次冥加 金 について、やむを得 ない 事情 により第三者から納付される場合において も、納骨堂使用者名での受納証の発行となり、納付につ いての異議申し立てを受けない。	4 納骨堂使用冥加及び年次冥加について、やむを得ない 事由により第三者から納付される場合においても、納骨堂 使用者名での受納証の発行となり、納付についての異議申 し立てを受けない。
（納骨堂使用許可の取消） 第8条 (二) 納骨堂使用者が住所 氏名 変更 手続き 及び承継 手続き を 怠ったとき	（納骨堂使用許可の取消） 第8条 (二) 納骨堂使用者が住所変更及び承継 手続き を怠ったとき
(三) 納骨堂使用者の住所が不明のまま5年を経過し、年 次冥加 金 を納付せず、且つ納骨堂使用権を承継する者の	(三) 納骨堂使用者の住所が不明のまま5年を経過して年 次冥加を納付せず、且つ納骨堂使用権を承継する者の

<p>存否が明らかでないとき</p> <p>(四) 納骨堂使用者が年次冥加金を納付せず5年以上滞納し、管理者が催告したにもかかわらず納付しないとき</p> <p>(九) 納骨堂管理規程及び納骨堂施行細則の定めに違反していることが判明したとき</p> <p>(十) 前各号の外、管理者の指示に違反したことが明らかなき</p> <p>2 使用者は前項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用区画を現状に復して返還し、遺骨を引き取らなければならない。</p> <p>3 管理者は、使用者が前項の義務を履行しない場合は、宗教的尊厳を損傷しないようにして、次の措置を取ることができる。</p> <p>(一) 遺骨を一定の場所に移動し、遺骨の一部又は全てを和田堀廟所総廟（合同墓地）へ改葬すること</p> <p>(二) 使用区画の現状回復及び遺骨の移動及び改葬その他の措置に関する一切の費用を使用者に請求すること</p> <p>4 管理者は、前項の措置後は遺骨の返還には応じないものとする。</p> <p>5 削除</p> <p>(納骨堂使用権の承継)</p> <p>第9条 納骨堂使用権は、納骨堂使用者の死亡により承継される。</p> <p>2 納骨堂使用者は、やむを得ない特別の事情がある場合は、管理者の許可を得て、生前に承継手続きをすることができる。</p> <p>3 死亡した納骨堂使用者の承継者は、死亡日の翌日から1年以内に承継の手続きをしなければならない。</p> <p>4 前項により承継者が期間内に承継手続きをしない場合は、管理者は、納骨堂使用許可を取り消すことができる。</p>	<p>存否が明らかでないとき</p> <p>(四) 納骨堂使用者が年次冥加金を納付せず5年以上滞納し、管理者が催告したにもかかわらず納付しないとき</p> <p>(九) 納骨堂使用者が第4条の定めに違反していることが判明したとき</p> <p>(十) 前各号の外、管理者の指示に違反していることが判明したとき</p> <p>2 管理者は、前各号の規定により、使用許可を取り消した区画については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、遺骨を一定の場所に移動又は改葬することができる。</p> <p>3 第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は直ちにその場所を現状に復し、返還しなければならない。</p> <p>4 使用者が前項の処置を行わなかった場合は、管理者がこれを行い、その経費を使用者に請求することができる。</p> <p>5 第1項の規定により使用許可が取り消しになり、使用者が第3項の処置を行わなかった場合、管理者は、当該区画に埋葬される遺骨の一部又は全てを和田堀廟所総廟（合葬墓地）へ改葬し、以後の遺骨返還には応じない。</p> <p>(納骨堂使用権の承継)</p> <p>第9条 納骨堂使用権は、納骨堂使用者の死亡による場合を除き、承継することができない。但し、やむを得ない特別の事由がある場合においては、親族は管理者の許可を得て、納骨堂使用権を生前承継することができる。</p> <p>2 納骨堂使用者が死亡した場合の承継についての手続き期間は、死亡日の翌日より1年間とし、その期間内に手続きをしない者は、納骨堂使用権を放棄したものとみなす。</p> <p>3 追記</p> <p>4 追記</p>
--	--

<p>5 納骨堂使用者が、前項及び施行細則第7条の規定による承継者が将来得られないと予想される場合、またこれに準ずる事情などによって無縁になるおそれがある場合において、その事情を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は特別の措置を講ずることができる</p> <p>6 前項の手続きを申請せず納骨堂使用者が死亡し、承継すべき者が、納骨堂の管理が困難である場合において、その事情を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は特別の措置を講ずることができる。</p> <p>(納骨堂の変更等) 第10条 管理者は、納骨堂管理上必要ある場合に、納骨堂使用者の便益を考慮し、且つ、宗教的な尊厳を損傷しない範囲において、区画の指定替え又は改葬、若しくは変更をすることができる。</p> <p>(規程に定めない事項) 第11条 この規程に定めのない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度管理者が定める。</p> <p>(納骨堂の規程施行細則) 第13条 築地本願寺納骨堂管理規程の内容は、予告せず変更することができる。なお、変更の内容は、築地本願寺ホームページに掲載する。</p>	<p>5 追記</p> <p>6 追記</p> <p>(納骨堂の変更等) 第10条 管理者は、納骨堂管理上必要ある場合に、納骨堂使用者の便益を考慮し、且つ、宗教的な尊厳を損傷しない範囲において、区画の指定替え又は改葬、若しくは変更を命ずることができる。</p> <p>(規程に定めない事項) 第11条 <u>前各条</u>に定めない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度管理者が定める。</p> <p>築地本願寺納骨堂管理規程の内容は、予告せず変更する場合がありますのでご了承ください。</p>
---	---

築地本願寺納骨堂施行細則

新旧対照条文表

案 (変更後)	現行 (変更前)
<p>(使用許可証の交付) 第2条 納骨堂使用冥加金</p> <p>(納骨堂使用冥加金) 第3条 規程第7条の規定に基づく納骨堂使用冥加金の額は、別に定める。</p> <p>(納骨堂年次冥加金) 第4条 1 納骨堂年次冥加金</p> <p>2 納骨堂年次冥加金は、当年度分を4月1日から12月31日の間に管理者に納付するものとする。但し、管理者が、特別の事情があると認めるときは、数年分を一括して前納することができる。</p> <p>3 納骨堂年次冥加金</p> <p>4 納骨堂年次冥加金</p>	<p>(使用許可証の交付) 第2条 納骨堂使用冥加</p> <p>(納骨堂使用冥加) 第3条 規程第7条の規定に基づく納骨堂使用冥加の金額は、特別区画200万円以上、普通区画150万円以上、特設区画200万円以上とする。</p> <p>(納骨堂年次冥加) 第4条 1 納骨堂年次冥加</p> <p>2 納骨堂年次冥加は、当年度分を4月1日から12月31日の間に管理者に納入するものとする。但し、管理者が、特別の事由があると認めるときは、数年分を一括して前納することができる。</p> <p>3 納骨堂年次冥加</p> <p>4 納骨堂年次冥加</p>

<p>(使用納骨堂の返還)</p> <p>第5条 納骨堂の使用権を返還するときは、管理者に「墓地・納骨堂使用権返還届」(SH様式)を提出したうえで遺骨を引き取り、使用していた納骨堂の使用区画を原状に復し、無条件で返還するものとする。</p> <p>(納骨堂使用許可証の返還及び再交付)</p> <p>第6条 規程第8条の規定に基づき、納骨堂使用の許可を取り消された者は、「築地本願寺納骨堂使用許可証」を返還しなければならない。</p> <p>(納骨堂使用権の承継)</p> <p>第7条 承継手続冥加金</p> <p>(一) 現使用者死亡の場合による承継手続きの場合</p> <p>③祭祀承継者を指定した遺言書又は法定相続人の同意書(DS様式)</p> <p>⑤承継者の印鑑登録証明書(取得日より6ヵ月有効、写可、但し原本持参) ※同意書の提出が必要な場合は、全ての同意者の印鑑登録証明書各一通</p> <p>2. 承継者は、民法第897条に定める祭祀を承継すべき者とする。但し、被相続人による祭祀権の指定がある場合は、遺言公正証書、その他の遺言書等の提出をもって承継することができる。</p> <p>3. 納骨堂使用者が、規程第9条及び前項の規定による承継者に、以下の事情がある場合において、その理由を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は特別の措置を講ずることができる。</p> <p>(一) 承継者が将来得られない場合及び無縁になるおそれがある場合</p> <p>①永代特別措置申込書(TE-1号) ②永代特別措置収蔵者申請書(TE-2号) ③永代特別措置合意書(二通) ④手続き冥加金 永代措置 50万円 特別措置 100万円</p> <p>(二) 納骨堂使用者が死亡し、承継すべき者が納骨堂の管理が困難である場合の手続き 前項、第7条の納骨堂使用権の承継手続き後、以下の手続きとなる ①永代特別措置申込書(TE-1号)</p>	<p>(使用納骨堂の返還)</p> <p>第5条 納骨堂の使用を放棄するときは、管理者に「墓地・納骨堂使用権返還届」(SH様式)を提出したうえで遺骨を引き取り、使用していた納骨堂の模様を原状に復し、無条件で返還するものとする。</p> <p>(納骨堂使用許可証の返還及び再交付)</p> <p>第6条 規程第8条の規定に基づき、納骨堂使用の許可を取り消された者は、「築地本願寺納骨堂使用許可証」を返還し、遺骨を引き取らなければならない。</p> <p>(納骨堂使用権の承継)</p> <p>第7条 承継手続冥加</p> <p>(一) 現使用者死亡の場合による承継手続きの場合</p> <p>③同意書(DS様式)</p> <p>⑤承継者印鑑登録証明書(取得日より6ヵ月有効、複写可、但し原本持参) ※同意書の提出がある場合は、全ての同意者の印鑑登録証明書各一通</p> <p>2. 承継者は、民法第897条に定める墳墓の所有権を承継すべき者とする。但し、被相続人の指定(遺言公正証書・遺言書等)がある場合はその主宰すべきものが承継することができる。</p> <p>3. 納骨堂使用者が、規程第9条及びこの施行細則前項の規定による承継人が将来得られないと予想される場合、またこれに準ずる事由などによって無縁になるおそれがある場合において、その事由を明らかにして管理者に申請したときは、管理者は、特別の措置を講ずることができる。(TE-1号、TE-2号、合意書)</p> <p>追記</p> <p>追記</p>
---	--

- ②永代特別措置合意書（二通）
- ③墓地・納骨堂使用権放棄届（SH2号）
- ④手続き冥加金 永代措置 50万円
特別措置 100万円

4. 5を繰り上げ

（各種手続冥加金）
第8条 手続冥加金

（変更の手続き）
第11条 使用者が住所、改姓・改名等の変更があった場合は、「登録情報変更届」（KH様式）及び住民票又は戸籍謄本（複写可、但し原本持参）若しくは身分証明免許証等の複写（原本持参）を速やかに管理者に届け出なければならない。

（礼拝施設の利用）
第12条
4 施設利用冥加金

（通知の制限）
第15条 納骨堂使用者の中で、東京教区内寺院に所属する門信徒については、使用者又は使用者の所属寺住職の申し出があった場合は、管理上必要な書類以外は発送しない。

第16条 築地本願寺納骨堂施行細則の内容は、予告せず変更することができる、なお、変更の内容は、築地本願寺ホームページに掲載する。

（各種手続冥加）
第8条 手続冥加

（変更の手続き）
第11条 使用者が住所、改姓・改名等の変更があった場合は、「顧客情報変更届」（KH様式）及び住民票（複写可、但し原本持参）若しくは身分証明書（免許証等）の複写（原本持参）を速やかに管理者に届け出なければならない。

（礼拝施設の利用）
第12条
4 施設利用冥加金

（宗教活動の制限）
第15条 納骨堂使用者の中で、東京教区内寺院に所属する門信徒については、所属寺住職の申し出があった場合は、管理上必要な書類以外は発送しない。

築地本願寺納骨堂施行細則の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。